

# 「二つの中国」に 騙されないために

拓殖大学顧問

渡辺利夫

台湾有事は差し迫った課題だ。中国は台湾との関係強化を図る日本の動きに神経を尖らせ、あれこれ口を挟んでくる。中国共産党政権が台湾を統治したことなど歴史的に一度としてない。にもかかわらず、日本国内には「台湾は中国の一部」と漠然と捉えられてしまっている向きすらある。日本がしつかりと認識しておかなければならぬ

いことは何か。渡辺利夫拓殖大学顧問が解説する。

よく岩波書店の『広辞苑』の記述を引き合いに出します。

『広辞苑』といえば日本語の用語の原典的な役割を担う權威ある辞典のひとつですよね。

一九七二年九月二十九日に北京で「日中共同声明」が調印され、これにより日中国交正常化がなされました。第二次大戦後の日中関係史のエポックが五十年前の日中共同声明でした。『広辞苑』に日

A この問題を考える時に、私は

中共共同声明の項目が初めて登場したのは、一九九一年の第四版の初刷です。そこにはこう書かれていました。

「一九七二年九月、北京で、田中角栄首相・大平正芳外相と中国（中華人民共和国）の周恩来首相・姬鵬飛外相とが調印した声明。日中の国交回復を表明した」

実際に淡々たる解説です。

ところが、一九九八年の第五版になりますと、この項目が次のように変更されてしまいました。

「日本は中華人民共和国を唯一の合法政府と認め、台湾がこれに

わたくし・としお 昭和十四年山梨県生まれ。三十八年、慶應義塾大学卒業後、筑波大学教授、東京工業大学教授などを経て、拓殖大学学長・総長を歴任。現在は拓殖大学顧問。公益財団法人オイスカ会長。専門は開発経済学、現代アジア経済論。

「中華人民共和国を唯一の合法政府と承認し、台湾がこれに帰属することを実質的に認め、中国は賠償請求を放棄した」

共同声明の原文によれば「日本は中華人民共和国を唯一の合法政府と認め」たことには間違いありません。しかし、台湾がこれに帰属することを認めたなどとはまったく書かれておりません。

### 『広辞苑』の誤った記述

Q 「広辞苑」が用語を定義づけるうえで日本で最も権威ある辞典だとみられていることを踏まえると、これはちょっとひどい変更ですね。

現在の日中関係の起点となつた共同声明についての解釈ですかね。問題に強い関心を示してほしかつたのですが、産経新聞を除けばいざれも豆記事程度でした。

A 「日本李登輝友の会」は記述の誤りを指摘、訂正を求めましたが、二〇一一年の第六版第二刷において次のように変更がなされました。

「中華人民共和国を唯一の合法政府と承認し、台湾がこれに帰属することを実質的に認め、中国は賠償請求を放棄した」

政府と承認し、台湾がこれに帰属することを実質的に認め、中国は賠償請求を放棄した

の間で、岩波書店や『広辞苑』編集部に何が起つたのか、私には知る由もありませんが、何か奇妙ですね。

現在の日中関係の起点となつた共同声明についての解釈ですかね。問題に強い関心を示してほしかつたのですが、産経新聞を除けばいざれも豆記事程度でした。

ジャーナリズムもアカデミズムも、当時は台湾については関心が薄い、というより、大抵は『広辞

苑」と同じように「台湾は実質的には中国の一部だ」、そう考へていたのではないかと思われます。こんな初歩的なミスは許されませんよね。

別に岩波書店に恨みがあつて文句をいっているのではありません。日本人の知識の源泉のひとつである『広辞苑』が、一度は出した項目に、後になつて誤れる修正を加えたという事実に私には大いなる疑念があるということです。岩波書店には反省を求め、次の改訂時には正確を期してほしいものです。

せつからくですので、もうひとつ、『広辞苑』の別の項目についても話しておきましょう。それは他ならぬ「台湾」の項目です。「台湾」を開いてみますと、こう書かれています。

「日清戦争の結果一八九五年に日本の植民地となり、一九四五年日本敗戦によつて中国に復帰」どうしてこんな重要なことを誤記して恬然としていられるのでしょうか、不思議です。

日本国が「台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄」したのはサンフランシスコ講和条約によつてです（第二条b項）。

日本はサンフランシスコ講和条約にしたがつて台湾を放棄したのであり、これは国際法上のまぎれもない事実です。日本の敗戦にともなつて台湾が中国に復帰したという『広辞苑』の記述は明らかに誤りです。

岩波書店は、日本が第二次大戦で敗北すると同時に台湾を放棄し、これが中国に帰属することに

なつたとハナから思い込んでいたのでしょうか。いかにも安直な刷り込みですね。

『広辞苑』はあくまで一例です。新聞のひどい報道は山ほどあります。マスコミや出版界で最も高い権威をもつ岩波書店でさえ、中国、台湾、あるいはそれと日本との関係についての認識はこの程度のものだ、他は推して知るべし、というにとどめておきます。

## 日中共同声明とは

**Q** そもそも一九七二年九月の日中共同声明において日本と中国は何を合意したのでしょうか。

**A** 日中共同声明には、前文について九つの合意項目が記されているのですが、中台関係についてのポイントは次の二つです。

一つは「日本国政府は、中華人民共和国政府が中国の唯一の合法政府であることを承認する」。

二つ目が「中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する。日本国政府はこの中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重」するです。

「理解」と「尊重」がここでのキーワードとなります。これは外交用語で使われるところのアクナレッジ (acknowledge)、つまり「認識する」に相当します。それ以上でもそれ以下でもありません。

アクナレッジは、レコグナイズ (recognize) つまり「承認」でもなければ、アグリー (agree) つまり「同意」でもありません。

原文では「理解し、尊重し、」

の後に、「ポツダム宣言第八項に基づく立場を堅持する」とづいています。少し気になりそうな文言なので、簡単に説明しておきます。

ポツダム宣言第八項のポイントは、敗戦後の日本の領土範囲は極限さるべしという「カイロ宣言」の条項は守られねばならないというもののです。

それでは、カイロ宣言とは何かというと、一九四三年にカイロで行われたルーズベルト、チャーチル、蒋介石の三者による会談後に発表された文章です。

ここには日本が戦争により「中國人ヨリ盗取シタル一切ノ地域ヲ中華民国ガ回復スル」と書かれています。

A 大いに関係があります。上海コミュニケではこううたわれています。

「米国は、台湾海峡の両岸のすべての中国人は、中国は一つであり、台湾は中国の一部であると主張していることを認識する」

署名さえ付されない当時の極秘文書でした。日本の領有放棄後の台湾の帰属がこの宣言によつて決まつたのではまったくありません。

Q 日中共同声明の発出前に米国とのキッシンジャー特別補佐官の極秘訪中がありました。その後、ニクソン大統領が北京に赴いて、米中国交正常化に向けての「上海コミュニケ」が一九七二年八月に出されました。日中国交正常化が、この米中国交正常化と関係がないはずはありませんよね。

A 大いに関係があります。上海コミュニケではこううたわれています。

「米国は、台湾海峡の両岸のすべての中国人は、中国は一つであり、台湾は中国の一部であると主張していることを認識する」

この「認識する」が「アクナレッジ」ですが、先ほども述べた通り、これはきわめて中立的な外交用語です。「承認」とか「同意」といった意味合いはまったく含まれてはおりません。

当時の対中交渉に外務省条約局条約課長として加わった栗山尚一氏は、この時に使われたアクナレッジとは、中国人がそのように主張している事実を認めたものであつて、中国人の主張そのものを認めたものではないと述べています。私はこの栗山氏の指摘は事実の核心をついたものだとみています。

話が少々回りくどくなってしまつたようですね。要するに、日本は台湾が中国の一部であることを承認したり、中国の主張に同意したことではありません、ということ

です。

対中融和も対中配慮も、外交ですから時に必要なことかもしません。しかし、こと台湾の帰趨については法理に沿い、原則にもとづく外交を譲ってはならないと私は考えます。ここを譲れば、日本の対中外交の扇の要が外れてしまふからです。

## 「台湾関係法」下の米台関係

**Q** 台湾有事が差し迫った課題となっています。今までのお話と、この緊迫の海峡情勢に何か関連があるとお考えですか。

もしですよ、中国側の主張に応じて台湾が中国の一部であると米国や日本が認めたとなれば、中国が台湾に対して軍事攻撃を引き起こしたとしても、これは中国国内の内戦となります。そうなると米国が台湾のために軍事行動に出たり、日本がこれを「重要影響事態」と捉えて米軍の「後方支援」にあたるといった行動も正当化できなくなってしまうのではないか。

**Q** 国交正常化後の米中関係と日中関係とを比べてみると、そこには大きな違いがありますね。

**A** もちろん大いに関連しています。関連あるからこそ、少々古い国交正常化の声明文やコミュニケをもち出してお話をしているわけです。

湾問題で相当に厳しい応酬を何度も繰り返しました。

結局のところ、米国が台湾から駐留軍を撤退させる。そのかわりに台湾への武器援助はつづける、といった妥協を成立させました。

コミュニケーションから米中交正常化までの年数を要したのですが、日本は一九七二年に共同声明を出すと同時に外交正常化に入ってしまいました。二つは随分と対照的です。

本は七年を要したのですが、日本は一九七二年に共同声明を出すと同時に外交正常化に入ってしまいました。二つは随分と対照的です。

私はつくづく思うのですが、この一例にみられるように、米国の大國としての外交姿勢には見るべきものがあります。日本はこの米国の陰に寄り添うのみ、自らを主張することのあまりの少なさに振り返って愕然とさせられます。

米国はカーター政権下で台湾政府（中華民国政府）と断交しました。一九八〇年には米華相互防衛条約も失効させたのですが、他方で議会決議の国内法として「台湾関係法」を米中交正常化と同時に成立させています。

米国は台湾との軍事上の同盟関係維持を国内法の形で成立させた

わけですね。

「台湾関係法」のポイントは次のようにあります。

「台湾問題の米国国内法への影響を最小限にとどめる」

「一九七九年以前の台湾とのすべての条約、外交上の協定を維持する」

「台湾を諸外国の国家または政府と同様に扱う」

A 外交ですからね、時に妥協したり譲歩したりすることもあり得るとは思います。

しかし、国益に関しての難題をふつかけられ、これに日本がしばしば譲ってきたことは残念です。

例えば、首相の靖国神社参拝などのような日本の文化的伝統に関する問題が挙げられます。歴史認識問題という日本人のアイデンティティに関わる問題、尖閣諸島への侵犯などの国家主権に関わる問題などにも同じことがあります。

毅然と対応できない日本は「威信喪失」国家だといわざるを得ません。

## 要求に譲歩重ねた日本

Q 日本は、要するに中国の対

もつと大きな威信喪失もありました。一九九二年十月、天皇陛下のご訪中にまで日本政府はなぜことを進めてしまったのか、という

点です。もう三十年近く前のことなのに、いま思い返しても屈辱感がよみがえってきます。

天皇陛下の政治利用といつてはいすぎるかもしませんが、こんなことまでしてしまった日本側の対応にはまことに慚愧に堪えないものがあります。

これによつて対中関係が少しでもいい方向に進んだのであれば、私の憮然たる思いも癒やされもしょうが、この三十年間、中国に対する日本の外交的威信はむしろ逆に低下をつづけてきたのではないでしようか。

ウイグル人問題、香港問題、そして何より台湾問題において日本

が外交的威信をどこまで回復できるかですね。

## 文革下の国交正常化

**Q** 日中共同声明を出して日中が国交を正常化させたのは一九七二年でした。そのころ、中国ではプロレタリア文化大革命（文革）という狂気の大衆運動の真っ最中でもありました。文革と日中共同声明とは何か関係がありますか。

文革は「人間的な革命」であり「魂に触れる革命」だと、歯の浮くような表現で多くの知識人が新聞、雑誌で礼賛していました。

要するに、中国ブームの時期です。中国があたかも「道義の国」であるかのように報道されていたのです。日本政府が対中国交正常化にのめり込んでいったのは、日本の対中ブームのゆえなのでしょう。あの国民的雰囲気の中では、日中共同声明を日本側に有利な形で結ばせることはできなかつたのでしょうか。

さつきもいいましたが、米国は上海コミニケから米中國交正常化に乗りをみせた毛沢東が

「実権派」の劉少奇や鄧小平などを動員した闘争が文革ですが、こんなことが日本で報道されることは当時なかつたのです。

化まで七年をかけ、この間に台湾問題について中国側からの譲歩を必死に引き出そうと努力してきました。

その上で「台湾関係法」という国内法を成立させて、米中国交樹立、米台国交断絶の中にありながらも従来の米台関係を維持するという、いかにもと思わせる「粘り腰」を見せました。

一方、日本は国内の中国ブームに背中を押されて随分とことを急せいて妥協に向かっていったといわざるを得ません。

## 台湾の法的地位は

未確定である

Q 日中國交正常化交渉における最大の問題は、もちろん台湾です。日本は最終的にはサンフランシスコ講和会議において台

湾を放棄させられることになりまし。そうすると、その後の日台関係はどう「運営」すればいいとお考えですか。

A 繰り返しになりますが、日中共同声明は、台湾が中国の一部であると中国人が主張している事実を認めたのであって、中国人の主張そのものを認めたものではまったくありません。

その上、日本はサンフランシスコ講和条約により台湾を放棄したのです。それゆえ、日本は放棄後の台湾がどこに帰属するかを云々できる国際法上の立場にはありません。

未確定である

その意味では、日本にとつて「台湾の法的地位は未確定である」。これが現時点までつづく日本の公式な立場に他なりません。この事実を日本人、特にジャーナ

リストは忘れてはいけません。

台湾の国際法的な地位が未確定であるからには、一方では、中国が台湾といかなる関係を取り結ぶのかに関して日本は「フリーハンド」です。

他方、日本がどのような関係を台湾と結ぶのか、これもフリーハンドであると考えなければ平仄が違います。

その点で日本がやるべきことはたくさんあると思いますが、私は最低限、「日本李登輝友の会」が提唱している「日台交流基本法」を成立させてほしいと考えます。

## 「日台交流基本法」の成立を

Q 「日台交流基本法」とはどのような法律なんでしょうか。

A 日本は台湾とは断交状態にあ

りますが、それにもかかわらず日本台の経済関係、文化交流、人的往来は途絶えるどころか、ますます盛んです。

そして交流、往来を促すための投資保護協定、二重課税防止協定、民間漁業協定、その他三十を超えるさまざまな取り決めがなされてきました。

しかし、これらはいずれも日台双方に設置されている民間窓口機関相互の取り決めです。この取り決めが、日本という主権国家の法にもとづいて執行されるということに残念ながらなりません。

台湾との関係を律する国内法が日本には存在していないからです。ここが米国と日本との大きな違いです。

海における軍事的膨張を前にして、日台の安全保障対話、情報共有が日本の安全保障にとっていよいよ重要な課題になっています。

しかし、安全保障問題は民間窓口機関の合意で可能になるようなテーマではありません。米国の台湾関係法に類する国内法——私どもは「日台交流基本法」と呼んでいます——が日本で制定されることを私は願ってやみません。しかし、日本の政府や議会においてその機運は容易に高まつております。この第一歩から日台関係を前方に進めるなどを祈つてやみません。そして日台の安全保障対話、情報共有へと進んでいくほしいと願っております。

米国の台湾関係法にしても、海峡有事に際して、米軍による台湾防衛の義務を規定しているわけではありません。米中軍事力の相対関係は一九九六年の「台湾海峡危機」当時とは様変わりして、中国側が優位に立とうとしています。

海峡の「一朝有事」に際して、米国の判断に逡巡が生じないとまい切れません。

日本の安全保障空間を少しでも広げておくためには、その第一歩として「日台交流基本法」というべき日本版の台湾関係法の制定を欠かすことができないと私は考えます。この第一歩から日台関係を前方に進めるなどを祈つてやみません。そして日台の安全保障対話、情報共有へと進んでいくほしいと願っております。

習近平氏は国家最高権力の座をどうやら永久保証されたようです。海峡における軍事的優位性が中国に傾いたと習氏が判断した時点では有事が発生する可能性は大です。日本の備えはなおきわめて不十分なのです。

加えまして、中国の台湾に対する軍事的圧力や東シナ海、南シナ